

令和 5 年漁業権一斉切替

漁業権行使規則作成要領

長崎県水産部漁業振興課

漁業権行使規則作成要領

1 漁業権行使規則について

- (1) 団体漁業権（共同漁業権及び組合管理の区画漁業権）は組合が免許を受けても行使規則を制定しなければ組合員の行使権が発生しないため、必ず作成し、免許申請と同日付けで行使規則認可申請書を提出すること。
- (2) 漁業権行使規則及び入漁権行使規則は知事の認可を受けなければ効力を生じないので、本要領に基づく適正な手続きにより作成すること。

2 原案作成について

- (1) 漁業権行使規則には法定の内容を規定することはもちろん、組合の自治規範であるので、従来からの行使慣例も尊重しながら作成すること。
- なお、令和2年の改正漁業法施行に伴い行使規則例が変更されているため、原案作成にあたっては必ず別添の行使規則例を基本とすること。
- (2) 行使規則は原則として組合が取得する漁業権の一つ一つについて策定しなければならないが、関係地区が同一であり、かつ、「漁業の種類及び名称」が同じである同種の漁業権については、行使規則にその旨を明記すれば一本化してもよい。

- (例1) ぶり飼付漁業を内容とする共同漁業権で関係地区が同一の場合
漁業協同組合 共第___号、 共第___号及び 共第___号第3
種共同漁業権行使規則
- (例2) 魚類小割式養殖業（くろまぐろを除く）を内容とする区画漁業権で関係地区が同一の場合
漁業協同組合 区第___号、 区第___号及び 区第___号区画
漁業権（第1種魚類小割式養殖業（くろまぐろを除く））行使規則

- (3) 共同漁業権行使規則は、第1種共同漁業と第2～3種共同漁業とは別個に策定すること。

第1種共同漁業権行使規則は総会の議決前に関係組合員の2/3以上の書面による同意が必要であるが、第2～3種共同漁業では同意を必要としていないため。

(4) くらまぐろ小割式養殖業及び魚類養殖業(くらまぐろを除く)にかかる行使規則については、漁場環境に配慮した持続的な養殖業を推進するため、免許面積に占める生簀設置面積の割合は、角形生簀の場合は原則10%以下、円形生簀の場合は原則8%以下(但し、くらまぐろ養殖については原則10%以下)となるように生簀台数の規定を行うこと。

なお、くらまぐろ小割式養殖業と魚類小割式養殖業(くらまぐろを除く)の重複漁場の場合には、くらまぐろ養殖で使用する生簀とその他の魚種で使用する生簀の設置面積の合計が、漁場面積の原則10%以下になるよう生簀台数の規定を行うこと。

(5) 2以上の組合が漁業権を共有する(共同申請する)場合は、共有者間で共有漁業権の管理・行使に関する契約等を締結し、その契約等の範囲内で共有者ごとに行使規則を作成し申請すること。

なお、この際の行使規則の内容については、共有免許の趣旨に従い、事前に組合間で内容協議すること。

また、現在契約書等がなく、慣行等によって行使している場合は、必ず書面による契約等に改めること。

3 書面同意について

(1) 第1種共同漁業権及び区画漁業権の行使規則の制定については、総会に諮る前に関係地区に住所を有する正・准組合員の2/3以上の書面による同意が必要である。総会の議決後の書面同意は無効であるので注意すること。

(2) 同意を受ける場合は、印鑑の押印又は自署により行い、拇印等に代えないこと。また、同意書にどの漁業権行使規則制定の同意であるかを明記すると共に、当該行使規則案を添付して、組合印で割印すること。

(3) 「同意書」(様式3)及び「沿岸漁業又は当該漁業を営む者の名簿」(様式4)に記載する関係組合員の住所、氏名は、「組合員名簿」(様式2)に記載されている順序に従って記載すること。

(4) 関係組合員の同意の意思と総会の議決が一致するよう、総会に諮る前に同意を要する組合員と充分協議をしたうえ、その同意を得てから総会で決議すること。

なお、関係組合員の2/3以上の同意の意思と総会の議決が一致しないおそれが生じた場合には、総会に先立って組合の全員協議会を開く等して、充分調整をはかること。

(5)(1)の書面による同意を要する関係組合員の範囲は、次のとおりそれぞれ異なっているので注意すること。なお、漁業権ごとの新規・継続の区分は「漁業権に関する事項」に記載しているので確認すること。

○第1種共同漁業権の場合

組合員のうち関係地区内に住所を有し、沿岸漁業を営む者

○新規の区画漁業権の場合

組合員のうち関係地区内に住所を有し、沿岸漁業を営む者

○継続の区画漁業権の場合

組合員のうち関係地区内に住所を有し、当該区画漁業権の内容となっている養殖業を営む者

沿岸漁業とは、総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行なう漁業及び内水面における漁業を除いた漁業

関係地区

自然的及び社会経済的条件により当該漁場が属すると認められる地区

4 行使料（漁業権管理費）

(1) 組合は団体漁業権の管理に要する経費について、定款の定めるところにより、行使者たる組合員に対し、行使料として負担を賦課することができ、漁業権行使規則に行使料の額を規定するものとされている。（法第106条第3項第3号）

(2) 具体的な漁業権管理費には、団体漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理費など、漁場の管理に直接必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等の間接的な経費も含めて差し支えない。

ただし、実施されていない役務に対する金銭徴収、支払金の名目と実際の用途が異なる金銭徴収、内容が合理的でない金銭徴収等については、行使料に含めてはならない。

(3) 行使料の算定にあたっては、漁業権管理費を踏まえつつ、人件費、旅費、消耗品費、漁場監視に係る船舶の維持・管理費など、役務に係るコストを把握した上で金額を提示し、地域の実情に即した漁業が円滑に行われるよう関係者の相互理解を十分に図り、金額を設定すること。

なお、必ずしもコストが明らかにならない場合であっても、面積割、生産量、生簀の台数等、合理的な費用の算出を行う必要がある。また、合理的な理由なく行使料に著しい格差が認められる場合は行使規則を認可できないので注意するとともに、費用の妥当性を確認できる根拠と金額を明示できるよう、別途関係資料を整備し透明性を確保すること。

(4) 行使料の額の記載方法は、「年間〇〇円」、「1 m²当たり〇〇円」、「筏1台あたり〇〇円」など、漁業ごとの単位当たりの額を具体的に明示する規定とすること。

「〇〇円から〇〇円までの範囲内」といった曖昧な規定は不可

(5) 行使料の額及び徴収方法については、定款に定めるところにより、総会の決議を経る必要がある。(水協法第22条第1項並びに第48条第1項第4号及び9号)

総会で定めた行使料の額、徴収時期及び徴収方法は組合が公示し、組合員に広く周知すること。

(6) 漁業権管理費の経費を示す資料(様式5)を提出すること。

5 総会決議について

(1) 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定については、水産業協同組合法第50条の規定により特別決議事項となっているので、総会の招集にあたっては、議案として明示して通知し、正組合員の半数以上が出席した総会で、その議決権数の2/3以上の多数により決議すること。

(2) 議決にあたっては挙手又は起立等の方法により、賛・否の数を明確にし、議事録にその数を明記すること。

6 認可申請について

(1) 行使規則認可申請書は、漁業権の免許申請と同時に、下記により提出すること。

- ・ 申請書一式 正本 1 部（行使規則案に同意書原本を添付） 本庁水産部用
- ・ 申請書一式 副本 1 部（行使規則案、同意書はコピー） 振興局用
本庁に直接提出する場合は不要
- ・ 行使規則 1 部 認可指令書に添付して本庁から返送する

○本庁水産部用 正本

申請書	行使規則（案）	同意書
-----	---------	-----

○振興局用 副本 本庁に直接提出する場合は不要

申請書	行使規則（案）	同意書
-----	---------	-----

原本のコピーでよい

○返送用 行使規則

行使規則	（案）は削除 認可指令書に添付 して県から返送する
------	---------------------------------

第 1 種共同漁業権及び区画漁業権の行使規則の制定については、総会に諮る前に関係地区に住所を有する正・准組合員の 2 / 3 以上の書面による同意（同意書）が必要であるが、作成するのは 1 部が良い。

同意書の原本は本庁水産部で保管するので、必要な場合は漁協で控えをとっておくこと。

(2) 申請書に添付すべき書類は次のとおりであるが、 印の書類については作成する漁場計画番号の最も若い行使規則認可申請書に添付し、以降の認可申請書には省略してもよい。

なお、共同して申請する場合は前出の「 2 原案作成について」の(5)を忘れず添付すること。

漁業権行使規則認可申請書(様式 1)の添付書類

(1) 行使規則(行使規則例参照)

(2) 関係組合員の同意書(様式 3)

第 2、3 種共同漁業権については不要

(3) 総会議事録の謄本又は抄本(原本証明)

(4) 組合員名簿(様式 2) 総会開催時点のもの

(5) 関係地区内に住所を有する組合員のうち、沿岸漁業(又は当該漁業)を営む者の名簿(様式 4)

(6) 共有漁業権の管理・行使に関する契約書(協定書) の写し

共同申請する漁業権は必須

7 入漁権行使規則

(1) 団体漁業権(共同、区画)について、他の漁協の漁業権に入漁して行使している実態がある場合は、入漁権の設定を行い、入漁権行使規則を策定する必要があるので、事前に漁業振興課へ相談すること。

(2) 入漁権行使規則の制定については、入漁契約を締結し、その範囲内で 1 ~ 4 に準じて行うこと。

入漁権行使規則の作成にあたっては、関係組合員の同意書は不要ではあるが、入漁契約書を添付すること。

8 行使規則作成の順序

